

議長（志村 忠昭）

そうしたら、午前中に引き続き会議を再開したいと思います。

最初に、10番 尾崎 忠義君、一般質問をお願いいたします。

議員（尾崎 忠義）

10番 日本共産党町議会議員の尾崎 忠義でございます。

私は、平成30年多度津町議会第1回3月議会定例会におきまして、1、生活、福祉、教育を支える地域交通政策としての町内循環型コミュニティーバスの運行について、2点目に、地域経済に波及効果のある住宅リフォーム助成制度の実施について、3点目に、新入学児童・生徒学用品費の支給時期についての3点を町長及び教育長、そして各関係担当課長に質問をいたします。

まず最初に、生活、福祉、教育を支える地域交通政策としての町内循環型コミュニティーバスの運行についてであります。

現在運行を実施している近隣の3市、三豊市、善通寺市、丸亀市のうち、三豊市では、合併前の旧町の時代に高瀬町、詫間町、仁尾町、財田町の4町が町営バスを運行しておりました。平成19年度7月に5路線、同9月より7路線の運行を開始し、保有台数は14台プラス予備車両5台の計19台、現在では12路線で運行しており、バス停321カ所、乗り継ぎバス停14カ所、乗客数は、平成19年当初は22万5,937人でスタート、平成28年には28万7,329人となっており、最高時は平成22年の34万8,841人、10年間でほぼ30万人の利用者があり、運行業務委託数は10業者、有料バスであります。

平成28年決算では、歳入歳出合計1億6,210万8,684円であります。また、4月1日より、三豊市役所より詫間駅経由して、みのふれあいパーク、鳥坂経由で善通寺市内ルート上の停留所で停車をし、子どもと大人の医療センターから善通寺市役所経由、善通寺駅まで行き、折り返し運転で往復4便で運行し、乗り入れするとのことでありました。また、仁尾線については、詫間駅で乗り継ぎをし、善通寺へ向かうことになるそうであります。

そして、善通寺市では、市民バス空海号の導入の背景、経過、概要についてであります。市民の移動手段が自家用車、タクシーのみであることから、市民の要望により、交通弱者等の移送及び高齢者の外出支援を目的とした福祉バスとしての運行を検討。平成14年10月試験運行を開始、これには29人乗りマイクロバスが2台、4コースで16便でありました。アンケート調査では、56%が市民バスの運行を望む。平成16年4月、1カ月間の利用者数が1日平均99.1人、1便当たり5人と5.02人とおおむね当初の目標に達したわけでありました。平成16年9月議会、市民バス条例が可決され、平成16年11月本格運行を開始をいたしました。このときには4コース20便であります。平成

18年12月善通寺市市民バス運行検討会を設置、運行内容を検討。平成20年度中型バス、26人乗りを1台、小型バス14人乗り2台の計3台で6コース30便に路線を拡大。以降、平成22年度シルバー人材センターに運転業務を委託しております。平成23年度からは、民間バス会社に運行管理業務を委託しており、このときには民間タクシー、地元にも相談したわけでありませう。プロポーザル方式で3年契約、大新東株式会社高松営業所、本社は東京にあります。名称は、市民バス空海号、台数が3台、これは26人乗りノンステップバス1台、14人乗り、運転手を除きますと13人乗りバスが2台、予備車両が1台、これはマイクロバスであります、料金が無料、これは白ナンバーで自家用による無償住民輸送となっているわけでございます。78停留所、総計102カ所に設置をし、どこでも乗り降り可能が出来ております。そして、1月1日から1月3日の正月を除き毎日運行されております。1日の走行距離は、各車両が約190キロメートル、利用状況は、平成28年度が6万355人、1日平均167.1人、運営費が総額2,699万8,000円、うち委託料が2,686万6,000円。隣接する丸亀市と三豊市は、これは平成30年度から先ほど申しました有料コミュニティーバスの一部乗り入れがされます。委託料は、年額平成29年度で2,916万円、運転免許証自主返納者からの申請により、タクシーチケット1万円の支給、これは市民課が行っております。1人1回のみで年齢制限なしということでございます。善通寺市市民バス運行条例、これは平成16年9月15日、条例第19号、規則平成16年10月15日、規則第19号で明記されております。

次に、丸亀市でございますが、平成9年、路線バスの廃止に伴い、ぐるっと循環バスは、当初1億円の予算であります。平成18年、琴参バスに幹線の一部善通寺、宇多津線の含む路線を変更しております。そのためには5,000万円が8,000万円になっております。これは、丸亀駅拠点で5路線、14台、ノンステップバス、年間利用者が26万人、そのうち学生が多く、あと通院、買い物、免許返納者が利用されており、路線では、垂水線の利用者が多いとのことあります。交通機関はJR琴電のみで、有料の200円バス、これは定期、回数券も発売をいたしております。そのほかに本島バスがあり、市町村運送、これは白ナンバーでございますが、これには琴参に委託しているそうあります。琴参バス株式会社が国、県の補助金を申請して現在運行しているそうあります。丸亀市ではタクシー券を発行していないので、コミュニティーバス、琴参株式会社を運行させているわけあります。

以上が近隣3市のコミュニティーバス運行の概要、経過、背景ありますが、三豊市では運行して既に約20年、善通寺市が16年経過、丸亀市が21年運行経過しており、このことから地域交通は、地域づくりの土台であり、また交通

政策はまちづくりの中心的な政策でもあります。誰もが自由に移動できる交通環境社会の実現を果たすためには、利便性が高く使いやすい公共交通のためという目標を実現させるためには、アクションプログラムと位置づけるのが必要であります。交通政策はまちづくりの中心的な政策でございますが、具体的には1、路線バスがないためのサービスができない、特に買い物、通院などの日常生活を維持するための地域コミュニティ内の移動の確保、2、町内の交通空白地における、特に高齢者、身障者、免許返納者など、車を運転できない交通弱者の移動の確保などであります。今日の車社会に対し、財政の中心に交通政策を位置づけることにより、自動車交通を削減し、交通弱者が安心して暮らせる総合的な交通政策やまちづくりをつくることであります。

そして、町内循環型コミュニティバスの乗車利用による効果が4つあります。1つは、利用者への効果として、1、社会参加、2、健康増進であります。それは、バス利用による外出機会効果への寄与であり、外出頻度増加することによって、歩行数が増加することです。2つ目は、社会的な効果として、3、バス利用による消費額の増大への寄与であり、平均消費額と回数ごとの増加により、年間における町内の経済効果も著しく増加します。4点目に、環境負荷低減効果として、バス利用によりマイカー利用を低減させることにより、年間におけるCO₂排出量の低減が見込まれるわけです。少なくとも経済的理由による交通弱者は作り出されなくなり、町内周辺を自由に散策することにより、それぞれの暮らしを楽しみ、町の雰囲気を変え、何となく町が元気に見え、にぎわいを作り出すこととなります。そうすれば、介護保険利用者も全体として少なくなり、少なくとも高齢者に対する一般会計負担はそれを上回る効果が上がると思われ、このように町財政支出の有効性は単一の効果だけで判断されるだけでなく、複合的、相乗的な効果によって立証されるものと考えられるわけです。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、町民アンケートの結果はどうであったのか、2点目に、庁舎移転に伴う機会に各公共施設への利用促進のためにも交通利便を高め、行政サービスの充実を図るためにも、地域住民の足が必要であり、巡回コミュニティバスの具体的な取り組みを地域交通政策として位置づけをどう進めていくのか。3点目に、財源については、一般財源、岐阜県の笠松町のように、ふるさと納税が考えられるが、どうか。4点目に、試験運行として開始をし、運行内容等を検討する町民コミュニティバス検討会を設置し、現有する福祉バスを使用し、多度津駅、町役場を拠点として、駅でもタクシー利用、JR利用で利便性を図るべきだと思うが、どうか。1点についてお伺いをいた

します。よろしくお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

はい、1点目。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員ご質問の生活、福祉、教育を支える地域交通政策としての町内循環型コミュニティーバスの運行についてお答えをしております。

ご質問のうちの2点目の循環型コミュニティーバスの具体的な取り組みを地域交通政策としてどう進めていくかについてでございますが、今後このアンケート結果を踏まえて、町の公共交通網のあり方について、その費用対効果も含め検討してまいりたいと考えております。その際には、議員ご指摘のような複合的な効果、例えば福祉における効果やまちづくりにおける効果など、関係各課による他分野からの効果検討を行う体制づくりも考えつつ、それぞれの効果や目的から見て、望ましい公共交通手段の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上、尾崎議員への答弁とさせていただきます。

以下、担当課長より答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

それでは、尾崎議員の質問に対しまして、私のほうからは1点目、3点目、4点目についてお答えをしております。

まず1点目、町民アンケートの結果についてお答えをいたします。

このたびの公共交通に関する住民アンケート調査は、本年1月29日から2月13日までを調査期間として、無作為抽出による町内2,000世帯における中学生以上の世帯員を対象に、普段の生活でのよく出かける外出先や頻度、目的地までの移動手段、今後の公共交通に対する希望や利用意向などの項目について実施したものであります。現在集計の作業中でございますが、現時点で集計できた300世帯650人分につきまして、最も多い外出目的は買い物、次いで通勤となっております。目的地は、町内と町外がほぼ同数で、出かける頻度は買い物が週に2から3回、通勤はほぼ毎日との回答が多くなっております。また、公共交通についてどのような点が満たされれば利用したいと思えますかという質問については、1番多い回答が料金が安い、2番目が乗降所までの距離が近い、3番目以降、目的地に直接行ける、あるいは決まった時間に来る、また、時間待ちが少ない、そして運行本数が多い。という意見が多くなっております。アンケートの調査結果につきましては、集計の後分析を行った上で、改めてご報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

3点目の財源についてのご質問でございますが、一般財源やふるさと納税の

充当は可能でございますが、まずは補助や交付税など、他の財源の可能性について検討してまいりたいと考えております。

4点目の検討会を設置し、福祉バスを利用して駅や新庁舎を拠点とした試験運行を開始してはどうかのご質問でございますが、これからアンケート結果を踏まえ、例えば高齢者福祉の側面から望まれる住民ニーズから見て、巡回バスがいいのか、デマンド交通がいいのか、それともタクシー券の支給がいいのかといった検討を関係各課を交えて行っていくとともに、現行の施策などを今後どうしていくかについても、併せて協議を行う中で、ご質問のような手法についても可能性の検討を行うこととなるのではないかと考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議員（尾崎 忠義）

ただいま回答がありましたアンケートの調査結果の報告はいつ頃になるか答弁をよろしくお願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの尾崎議員の再質問についてお答えをいたします。もう既に調査期間を終えて、回収も全て終了いたしております。でもって、今現在先ほど申し上げたとおり、集計の途中ということでございますが、ちょうど議会が終わるぐらいまでには当然のことですが、全ての集計が終わり、分析のほうへ入ることが出来るという風に考えております。よって、集計も含めた分析全体の成果物といたしましては、当然のことながら本年度中に担当課のほうに参りますので、それをどういった形で、いつ皆様にご報告するかにつきましては、できる限り早急にお知らせをいたしたいという風に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議員（尾崎 忠義）

地域将来に危機感を持っております町民の方が多くございます。そして、持続可能な公共交通として、町の皆さん方のみんなのお出かけ交通、人や町をつなぐ取り組みとして位置づけ、いつまでも安心して利用出来るということで臨んでおります。そして、私はこの15年間毎年発言をして、具体的な提案をしてまいりましたが、今回も必要性について検討するという町長の答弁でありました。既に今は検討段階ではなく実行段階であります。早急に一日でも早く実施してほしいというのが町民の皆さんの切実な願いであり、1年以内に実現出来るように強く要望いたしたいと思います。この点についてよろしく願いいたします。

済みません、答弁をお願いしてもよろしいですか。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの尾崎議員の再質問についてのお答えをいたします。

当然のことながら、町民交通弱者といわれる町民の皆様にとっては、公共交通機関の実現というものは非常に望まれるものであるというのは十分に理解をいたしております。そういったことで、このたび初めて実態調査ということで住民アンケートと実施させていただきまして、これに基づきまして、今後その分析結果を当然踏まえてということにはなろうかと思いますが、スケジュール的に申し上げますと、30年度においては、公共交通の計画を策定していく、また公共交通会議というものを、行政はもちろんですが、実際の事業者、そういった関係者をも交えて会議をしていく中で、その必要性を検討してまいるという風になろうかと思っております。最短のスケジュールでいきましても、30年度の終わり近くまでには実証の運行計画というものを策定して、実施をしていけることになれば非常にいいとは思いますが、これも全て今回の調査の集計、分析を踏まえて、皆さんの総意として進めていくことになろうかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議員（尾崎 忠義）

次の地域経済の波及効果のある住宅リフォーム助成制度についてであります。

地域住民が住宅のリフォーム、修繕や改善を行う際、地元の建設業者に発注するという条件で地方自治体がこのリフォーム費用に一定の補助を行う制度であり、住宅の改善を容易にするとともに、中小零細事業者の振興をも図るものであります。これまでもバリアフリーや耐震工事などに限定をし、補助金を出す制度はありましたが、近年の住宅リフォーム助成制度は、こうした限定を取り払い、屋根や外壁の張りかえや塗装、台所やお風呂などの水回り、畳の表がえや断熱ガラスの工事など、幅広い修繕や改善に工事が工事額の一定額を補助するというものです。この制度は今全国各地に広がっております。こうした高い経済効果が広がりを生み、既に全国では住宅については604自治体、店舗については55自治体で実施されております。香川県内では、善通寺市、観音寺市、さぬき市、三豊市、土庄町、小豆島町、琴平町の4市3町に増えて、利用者には大変喜ばれており、近年の伸び方が大きいのが特徴であります。これは、この制度が住民の要望に合致し、中小建設業者の仕事おこしに役立ち、町を元気にし、地域経済に大きな波及効果を持っていることを示したのもでもあります。東日本大震災でも明らかなおり、中小建設業者は地域のインフラづくり、防災などで重要な役割を担っており、この中小業者が仕事が欲しいとの切実な要望があり、年間工事費が減少している状況で新築住宅着工件数が大幅に減少する半面、設備の改善、バリアフリー

や耐震、断熱など、住宅リフォームへの要望が高まっているのが特徴であり、関連業種は300にも及びます。また、中小建設業にとっては下請ではなく、直接仕事を受ける元請となれるのも魅力的であります。このように、住宅リフォーム助成は、住民の要望に応え、仕事おこしともなり、地域経済循環を促進し、所得を得た業者が納税するなど、地方自治体の税収も増やす施策ともなっております。ちなみに、近隣の市町では、善通寺市が民間住宅リフォーム支援市内商業活性化事業として、対象工事金額が30万円以上、助成率20%、上限20万円、年度内予算は補正を含みますが1,000万円、これは商品券で支給をいたしております。また、2014年4月から実施しているとのことであります。

次に、観音寺市であります。観音寺市は、対象工事額は25万円以上、助成率が20%、年度内予算が1,000万円、ただし耐震補強工事と併用するということでありまして、これは2015年4月から実施をされております。

次に、三豊市であります。一般住宅リフォーム地域経済活性化事業として、対象工事額は30万円以上、助成率が20%、上限が20万円、年度内予算が6,000万円、2017年度も継続をし、今回市長交代のため、2,000万円に減額されたということがございます。これは既に2014年4月から実施をして、現金で支給をしているということがございます。これについては、事前受け付けが必要でありまして、5月31日までが事前受け付け、そして申請が6月7日から6月30日毎年実施しているそうでございます。

次に、琴平町でございます。琴平町は、ことひらハッピーリフォーム助成事業として、対象工事額が50万円以上、助成率が20%、上限が20万円、年度内予算が1,100万円、2014年6月から店舗にも対応をいたしております。

これらなどがありまして、いずれもリフォーム対象住宅に住所を置く市民、町民であり、税金を滞納していないこと、補助申請者が現に住んでいる住宅が対象であり、条例、要綱、規則による手続が必要となっております。このように、地域内の小規模企業への発注が地域内消費を高める結果となっており、従業者規模では1人から4人が55%、5人から9人が26%で、30人未満の事業所まで加えると97%、中小規模の企業が圧倒的な多数派であり、規模間の格差は歴然としております。このように、住宅リフォーム助成は、住民生活の基礎の一つである居住空間の維持向上を通じて、安全・安心の確保、省エネ、それ以上に人材、雇用の確保、地域資源の活用等に寄与することが出来るという点で、公共関与が期待されるわけでありまして。併せて、物づくりを担う第1次、第2次産業を通じてみると、建設業は製造業に次いで、あるいはそれに匹敵する従業員数を維持しており、地域内経済に好循環をもたらす結果となっており、地域によって違いはありますが、大体助成額の15倍

以上の投資、つまり工事総額でございますが、これらがなされ、それが及ぼす波及効果が2倍前後に上るためです。通常の公共事業の場合は、全部が財政資金、つまり税金であります。一方、住宅リフォーム助成は、9割前後が個人資金になっております。また、助成制度があるから、リフォーム工事を早めた、工事を増やしたという需要喚起も促しています。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、町内の建設従業者数及び規模別事業者数はどのくらいあるのか。2点目に、住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル制度、小規模事業者登録制度の創設について、どのようにするのか。3点目に、町内には古民家住宅も多く存在しており、改築、改修、修繕など、リフォーム助成制度によって古い町並み保存、古民家保存ができ、リニューアルによって大きな経済効果が生まれると思うが、創設はしないのか。4点目に、近隣市町で実現しているのであるから、「ひと・くらし・歴史が共生するまち たどつ」として、政策、研究課題として早急に調査をし、アンケート実施などをして町民の声を取り上げ、実現、施行してはどうか。この4点についてお尋ねをいたします。よろしく答弁をお願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

私のほうからは、尾崎議員ご質問の1点目、町内の建設従業者数及び規模別事業所数についてお答えをいたします。

平成26年経済センサス基礎調査における事業者に関する集計、これをもって申し上げますと、町内の建設従業者数は518人、事業所数は79事業所でございます。従業者規模別に内訳を申し上げますと、従業員4人以下の事業所が41、5人以上9人以下の事業所が23、10人以上19人以下の事業所が9、20人以上29人以下の事業所が4、30人以上の事業所が2でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（岡部 登）

尾崎議員の2点目、商店リニューアル制度の創設についてのご質問に対し答弁をさせていただきます。

ご質問の商店リニューアル制度の創設とは、老朽化した商店のリニューアル経費を助成することにより、その商店がにぎわい、ひいては地域全体の活性化を図っていこうとする施策だと理解しております。制度といたしましては、住宅リフォーム助成制度と同様、当該自治体内の事業者を利用して、店舗の改装や備品を購入することにより、地域内に資金を循環させ、予算額以上の経済波及効果を得ようとするものであります。ただ、住宅リフォーム制度と異なる点は、リニューアルして終わりではないということでありまして、当該店舗に顧客が買いたい商品が揃っていることやサービスの充実など、顧

客目線に立った商店主のソフト面での創意工夫がなければ、幾ら外観や備品が美しくなっても、継続的な集客は望めないこと、また1店舗のみの活性化ではなく、地域全体の機運の醸成を図り、地区を面として捉えた戦略的な活性化策の策定が必要であることなどの課題がこの施策の前後にはございます。全国でも町なか集客向上事業、ビジネスチャレンジ事業、町なか店舗ホスピタリティー事業、ユニバーサルデザイン生活環境事業など、さまざまなその地域の実情に合致した事業として展開しているケースがほとんどです。本町でもこのような事業を行うことは、地域のにぎわいにつながると考えておりますので、事業の目的に沿った要望があるのかないか、またどのようなビジョンでどのような事業デザインにすればよいのかなど、商工会議所などと連携を密にし、研究してまいります。

以上で尾崎議員の商店リニューアル制度の創設についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

傍聴の方にお伝えしておきますけれども、何か物音聞こえよらしいんで、発言を控えとってください、お願いいたします。

それでは、2点目、同じく建設課長。

建設課長（三谷 勝則）

それでは、尾崎議員2点目の住宅リフォーム助成制度、小規模事業者登録制度の創設についてのご質問にお答えします。

以前、平成25年3月議会で答弁をいたしておりますが、本町では、寝たきりの高齢者や重度身体障害者の方が在宅での日常生活を容易にするため、住宅を改修する場合に、その改造にかかる費用の一部を助成する多度津町高齢者・障害者住宅改造促進事業補助金交付要綱を定めております。また、耐震対策支援事業につきましても、平成23年度より住宅の耐震性のない住宅に耐震化対策にかかった費用の一部を助成しておりますことから、住宅リフォーム助成制度の創設については、現在考えておりません。

次に、小規模事業者登録制度についても、現在の発注運用において効果は得られているものと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

政策企画課長（河田 数明）

ご質問の3点目と4点目につきまして、併せて答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありますとおり、町内には古民家と呼ばれる住宅が多く存在しており、その中には空き家となって管理が行われていない家屋も多く存在しております。このことから、町では、古民家には特定しておりませんが、

本町に所在する空き家及び空き店舗を活用し、移住・定住または地域内外における交流促進を目的とする地域創生事業を行う団体に対し、事業の実施に必要な経費を補助しております。対象団体は、町内に活動拠点を有し、事業を行う法人または任意団体で、補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内、または100万円のいずれか低い額としております。今年度は3団体に対し、改修費として総額300万円の補助を行っております。今後も町長が施政方針で述べましたとおり、空き家等を活用した地域創生補助により、町内に所在する空き家、空き店舗の改修やイベントなどへの補助を行い、交流の促進やコミュニティーの拠点として、その有効活用を目指してまいります。

また、古い町並み保存及び古民家保存の観点で申しますと、本年度より町並みや古民家の保存と活用の方策について検討を行っていくことを目的に、本通り等の伝統的町並みの学術的調査を2カ年にわたり実施しているところでございます。引き続き町民の皆様、関係団体や協力団体と連携しながら調査を行い、対象地区の住民の皆様の理解を得ながら、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けての協議、調整を続けるとともに、保存方法について、関係機関及び関係各課で補助金等も視野に入れた検討を行うこととしております。

以上のように、町並み保存、古民家保存に取り組んでおりますので、先ほどの答弁にもありましたとおり、住宅リフォーム制度を創設する予定はございません。議員のおっしゃられるとおり、まちづくりを行っていく上で町民の方々の意見をお伺いすることは大変重要であり、今後もアンケートやパブリックコメントなどで町民の方々のご意見をお聞きしながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁をいただきました。

地域創生事業を行う団体、法人または任意団体が今年度は3団体ありますと言っておりますが、どういうお名前の団体かお伺いします。

それと、先ほど言いました今年度300万円の補助をしたということでございますが、私たちが言よんのは、対象者が特定や一部に限定されるのではなく、幅広く一般町民が使いやすい対象の住宅リフォーム制度が必要だということをおっしゃったわけで、結局そういいますと上限を3団体で300万円だけというんじゃなくて、上限を20万円とすれば、15件が利用できるわけでございますので、ここら辺について少し説明をお願いしたいと思います、よろしくお伺いします。

政策企画課長（河田 数明）

尾崎議員の再質問に対しての答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁にありましたのは、今年度に3団体の申請があり、3団体に補助をしたということでございます。その3団体につきましては、団体名を申し上げますと、「NPO法人あおぞら」、「よっていってやー」、「清水温泉保存会」でございます。その各団体に対し100万円を補助したということで300万円の補助を行っております。

それと、その後の質問に対してですが、今答弁させていただきましたのは、地域創生に係る改修でございます。それを個々個々に割ったらということになりますと、その補助金がなくなるということになります。ということは、地域創生のほうの改修費等が出来なくなるということにはなりません。その他につきましては、建設課のほうから答弁をさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

ただいま尾崎議員の再質問、住宅リフォーム助成制度についてでございますが、答弁の中にも説明させていただいたんですが、今現在多度津町にある助成制度は、多度津町高齢者・障害者住宅改造促進事業補助金交付金の要綱または住宅耐震性の対策化への助成という形で、町としてはこの部分で補助を行っているという風に理解しておりますので、ご理解いただきますように申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、新入学児童・生徒学用品費の支給時期についてであります。

3月は中旬から下旬にかけて、中学校、幼稚園、小学校、保育所の卒業式があり、修了式、離任式と続き、児童は春休みに入り、4月上旬には桜の開花とともに入学式が挙行されるわけでありまして。児童・生徒を持つ保護者の皆さんは、卒園、卒業式、そして新入学児童にとっては、胸を膨らませていることではあります。保護者にとっては、入学を控え、何かと出費の重なることで頭を痛めております。昨年は県下の各市町で、4月、5月、6月にわたって支給していた新入学児童・生徒学用品費の支給時期を早め、県内の一部を除いて、平成30年度新入学者については、平成30年3月に支給することとなりましたが、2月2日現時点では、我が多度津町では昨年同様5月支給となっております。

そこで、他市町並みに保護者負担の軽減のためにも3月支給とすべきと思うが、教育長の答弁を求め、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（志村 忠昭）

言いますか、もう時間があと30秒やけど。

教育長、30秒です。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の新入学児童・生徒学用品費の3月支給に関するご質問にお答えします。

要保護児童・生徒援助費補助金につきましては、平成29年3月、国において補助金交付要綱の一部が改正され、従来の経済的理由によって就学が困難な児童または生徒の保護者に加え、就学予定者の保護者が加わったことにより、中学校だけでなく、小学校についても、入学年度前に・・・。